

平成24年度福島県一般会計補正予算（第2号）

平成24年度福島県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,735,706千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,685,458,344千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加・変更は、「第5表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		258,888,543	5,730,870	264,619,413
	1 地方交付税	258,888,543	5,730,870	264,619,413
7 分担金及び負担金		5,782,964	113,598	5,896,562
	2 負担金	5,498,177	113,598	5,611,775
9 国庫支出金		310,727,353	45,633,627	356,360,980
	1 国庫負担金	115,125,369	37,058,592	152,183,961
	2 国庫補助金	193,598,858	8,370,995	201,969,853
	3 委託金	2,003,126	204,040	2,207,166
10 財産収入		2,537,905	27,777	2,565,682
	1 財産運用収入	1,788,263	27,777	1,816,040
11 寄附金		1,831,060	3,702,800	5,533,860
	1 寄附金	1,831,060	3,702,800	5,533,860
12 繰入金		466,074,341	20,577,558	486,651,899

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 基金繰入金	459,196,378	20,577,558	479,773,936
14 諸収入		178,820,708	150,376	178,971,084
	5 受託事業収入	28,013,812	9,905	28,023,717
	8 雑収入	7,063,047	140,471	7,203,518
15 県債		139,335,400	2,799,100	142,134,500
	1 県債	139,335,400	2,799,100	142,134,500
歳入合計		1,606,722,638	78,735,706	1,685,458,344

歳 出				
(単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		81,088,276	6,693,389	87,781,665
	2 県 民 生 活 費	35,099,626	3,097,919	38,197,545
	3 企 画 費	11,905,753	3,370,616	15,276,369
	7 防 災 費	3,387,018	224,854	3,611,872
3 民 生 費		155,769,610	42,075,655	197,845,265
	1 社 会 福 祉 費	84,941,596	24,000	84,965,596
	2 児 童 福 祉 費	18,732,651	4,298,157	23,030,808
	4 災 害 救 助 費	46,962,006	37,753,498	84,715,504
4 衛 生 費		381,410,202	8,936,030	390,346,232
	1 公 衆 衛 生 費	10,872,228	700,272	11,572,500
	2 環 境 衛 生 費	988,904	181,959	1,170,863
	4 医 薬 費	24,149,120	7,168,365	31,317,485
	5 環 境 保 全 費	343,115,603	885,434	344,001,037
6 農 林 水 産 業 費		59,691,905	6,874,673	66,566,578

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 農業費	20,547,233	4,176,111	24,723,344
	2 畜産業費	2,948,498	35,002	2,983,500
	3 農地費	17,728,232	91,600	17,819,832
	4 林業費	11,020,120	1,345,875	12,365,995
	5 水産業費	7,447,822	1,226,085	8,673,907
8 土木費		173,449,637	1,965,948	175,415,585
	1 土木管理費	13,034,450	15,846	13,050,296
	2 道路橋りょう費	54,439,878	1,873,121	56,312,999
	6 都市計画費	47,197,450	54,481	47,251,931
	7 住宅費	29,879,905	22,500	29,902,405
9 警察費		46,424,632	192,164	46,616,796
	1 警察管理費	43,429,185	608	43,429,793
	2 警察活動費	2,995,447	191,556	3,187,003
10 教育費		219,331,953	440,685	219,772,638
	1 教育総務費	34,066,373	38,999	34,105,372
	4 高等学校費	43,735,833	6,016	43,741,849

	6 社会教育費	5,180,121	125,346	5,305,467
	7 保健体育費	994,251	270,324	1,264,575
11 災害復旧費		77,817,552	11,557,162	89,374,714
	1 農林水産施設災害復旧費	33,702,374	7,150,880	40,853,254
	2 土木施設災害復旧費	36,215,617	528,700	36,744,317
	3 文教施設災害復旧費	7,899,561	1,240,685	9,140,246
	4 社会福祉施設災害復旧費	0	2,536,897	2,536,897
	5 医療施設災害復旧費	0	100,000	100,000
歳出合計		1,606,722,638	78,735,706	1,685,458,344

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳出

第 2 表 継 続 費 補 正

(単位千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	勿来工業高等学校 校舎改築事業	1,217,162	平成24年度	448,658	1,227,162	平成24年度	452,658
				平成25年度	675,428		平成25年度	681,428
				平成26年度	93,076		平成26年度	93,076
11 災 害 復 旧 費	3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	県立学校施設等 災害復旧事業	11,405,232	平成24年度	7,185,417	13,594,657	平成24年度	8,426,102
				平成25年度	4,219,815		平成25年度	5,168,555

第 3 表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
10 教 育 費			41,340
	7 保 健 体 育 費		41,340
		体育施設整備費	41,340
合	計		41,340

第 4 表 債務負担行為補正

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物支障除去等事業	平成 25 年 度	25,976

第 5 表 地 方 債 補 正

(1) 追 加

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
社会福祉施設災害復旧費	610,600	1 借入方法 普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
計	610,600			

(2) 変 更

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般治山費	737,900	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行(他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。) 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直し後 の利率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。た だし、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。	1,192,300	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行(他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。) 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直し後 の利率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。た だし、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。
交通安全施設整備費	95,400				218,700			
海岸災害復旧費	13,900				1,311,800			
耕地災害復旧費	59,800				300,000			
治山災害復旧費	17,100				89,800			
計	126,805,400				128,993,900			